

平成30年12月吉日

顧問先の皆様へ

税理士法人 上杉会計事務所

～ 最早、待ったなし！～

新春セミナー

「消費税率改定に関する疑問解決します」 開催のご案内

消費税率の10%への改定まで、1年を切っています。まだまだ先のこと、とお考えの皆さま、実は来年4月1日を「指定日」とした「消費税率の経過措置」というものがあるため、消費税率改定への対応は、実のところ待ったなし、という状況です。

特に今回は、「軽減税率」まで導入されるため、経理の現場の混乱は必至です。

そこで、消費税率改定に関して、皆様よりお寄せいただいた疑問点を取りまとめ、解りやすく解説申し上げるセミナーを下記の通り開催します。ぜひご参加下さい。

記

日 時 平成31年1月28日(月) 13:30～15:30

会 場 甲賀市共同福祉施設
甲賀市水口町北内貴1-2(サントピア水口 内)
(注)会場にご注意ください

講 師 弊所所長 上杉恵一

内 容
これだけは知っておきたい、消費税の基本的な仕組み
超難解!「軽減税率」を徹底解説
消費税率の「経過措置」について 他

参加費 無 料

定 員 70名(応募多数の場合は先着順)

----- 切り取らずファックス下さい -----

改正消費税セミナー 参加申込書

税理士法人
上杉会計事務所 行

FAX 0748-62-9710 (※切:1月22日)

貴社名

参加者ご芳名